

# 令和8年4月からのニセコ町宿泊税 特別徴収事務について

## 宿泊税制度の概要（変更点）

北海道宿泊税が加算され、本町ではニセコ町宿泊税と北海道宿泊税、合わせて二種類の宿泊税をご負担いただくことになります。

◆納めていただく額：1人1泊の宿泊料金に応じ、下表のとおり。

**赤枠の金額がご負担いただく額です**

内訳

宿泊料金（1人1泊あたり）	税 額 (合計額)	(内 訳) ニセコ町分	(内 訳) 北海道分
5,001 円未満	<b>200 円</b>	100 円	100 円
5,001 円以上 20,000 円未満	<b>300 円</b>	200 円	100 円
20,000 円以上 50,000 円未満	<b>700 円</b>	500 円	200 円
50,000 円以上 100,000 円未満	<b>1,500 円</b>	1,000 円	500 円
100,000 円以上	<b>2,500 円</b>	2,000 円	500 円

※令和8年4月1日宿泊分から上記の税額で申告・納入してください

※北海道税分も申告・納入ともニセコ町役場でお受けします

## ◆課税免除

- ・学校(大学を除く)が主催する修学旅行その他学校行事に参加・引率する者
- **【追加】 保育関連施設（保育所、認可外保育施設など）が主催する行事に参加する満3歳以上の幼児**
- ・その他町長が必要と認める者